

訪問看護重要事項説明書

(介護保険)

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1.事業者概要

事業者名称	一般社団法人阿蘇都市医師会
主たる事業所の所在地	熊本県阿蘇市黒川 1178 番地
法人種別	一般社団法人
代表者名	会長 上村晋一
電話番号	0967-34-0716

2.事業所概要

事業所の名称	阿蘇都市医師会立訪問看護ステーション
介護保険指定事業所番号	4362790026
居宅介護サービス種類	訪問看護・予防訪問看護
所在地	熊本県阿蘇市黒川 1178(2F)
電話番号	0967-34-1086
管理者	大和田 理恵
通常の事業の実施地域	阿蘇市、産山村

3.事業の目的と運営方針

事業の目的	一般社団法人阿蘇都市医師会が開設する指定訪問看護事業所(以下「事業所」という)が行う指定訪問看護事業(以下[事業]といふ)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に努めるよう、療養上の目標を設定し、計画的に訪問看護を提供することを目的とする。
-------	--

運営の方針	<p>1. 事業所の訪問看護師等は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、主治医との密接な連携をとり訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切な看護を提供する。</p> <p>2. 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。</p> <p>3. 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。</p> <p>4. 指定訪問看護の提供に当たっては常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。</p> <p>5. 指定訪問看護の実施にあたっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p>
-------	--

4.事業所の職員体制

従業者の職種	員 数	勤務体制	
看護師	4名	常勤 3名	非常勤 1名
准看護師	1名	常勤 名	非常勤 1名

5.営業日及び営業時間

営業日	<p>・月曜日～金曜日 但し、土曜日・日曜日・祝日・8/13～8/15・12/29～1/4 は休業</p>
営業時間	<p>・午前 8時30分から午後 5時00分まで (緊急時訪問看護加算契約者に対しては、24時間連絡体制を整えていますので、緊急時や急変時等はお電話下さい。)</p>

6.サービスの概要

訪問看護サービスの内容	<ul style="list-style-type: none">・ 健康状態の観察(体温・血圧・呼吸の測定など)・ 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)・ リハビリテーション(寝たきり予防・手足の運動など)・ 医療器具やカテーテルの管理・ 褥瘡の予防・処置・ 認知症の看護・ 家族や介護者への療養上の指導、支援・ その他医師の指示による医療処置・ ターミナルケア等
-------------	---

7.指定居宅サービス介護給付費利用料金

①訪問看護利用料(要介護者)
所要時間 20 分未満(条件付) 3,140 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担
所要時間 30 分未満 4,710 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担
所要時間 30 分から 1 時間未満 8,230 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担
所要時間 1 時間から 1 時間 30 分未満 11,280 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担
②訪問看護利用料(要支援者)
所要時間 20 分未満(条件付) 3,030 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担
所要時間 30 分未満 4,510 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担
所要時間 30 分から 1 時間未満 7,940 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担
所要時間 1 時間から 1 時間 30 分未満 10,900 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担
夜間・早朝加算 基本単位数の 25% 加算
夜間：午後 6 時から午後 10 時 早朝：午前 6 時から午前 8 時
深夜加算 基本単位数の 50% 加算
深夜：午後 10 時から翌朝午前 6 時
緊急時訪問看護加算Ⅱ 5,740 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担
・利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある。
・利用者の同意を得て、計画的な訪問以外に緊急時訪問を必要に応じて行う場合 1 月につき算定する。
特別管理加算
・特別管理加算(Ⅱ) 2,500 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担
・特別管理加算(Ⅰ) 5,000 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担
別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合 1 月につき算定する。

ターミナルケア加算	25,000 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担 死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合 (ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に、当該者の死亡月に算定する。								
サービス提供体制強化加算Ⅱ	30 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担 当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届出し、利用者に対して訪問看護を行った場合に算定する。								
複数名訪問加算	<ul style="list-style-type: none"> ・複数名訪問加算(Ⅰ) 2 人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 <table> <tr> <td>30 分未満</td> <td>2,540 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担</td> </tr> <tr> <td>30 分以上</td> <td>4,020 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担</td> </tr> </table> ・複数名訪問加算(Ⅱ) 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 <table> <tr> <td>30 分未満</td> <td>2,010 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担</td> </tr> <tr> <td>30 分以上</td> <td>3,170 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担</td> </tr> </table> <p>次のいずれかに該当する場合に算定する</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難な場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準じると認められる場合 	30 分未満	2,540 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担	30 分以上	4,020 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担	30 分未満	2,010 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担	30 分以上	3,170 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担
30 分未満	2,540 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担								
30 分以上	4,020 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担								
30 分未満	2,010 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担								
30 分以上	3,170 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担								
長時間訪問看護加算	3,000 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担 特別管理加算の対象者に対して、1 時間 30 分以上の訪問看護を実施した場合に算定する。								
退院時共同指導加算	6,000 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担 入院中又は入所中の者が退院又は退所にあたり、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に算定する。								
初回加算	<ul style="list-style-type: none"> ・初回加算(Ⅰ) 3,500 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に訪問看護を提供した場合に算定する。 ・初回加算(Ⅱ) 3,000 円の 1 割, 2 割又は 3 割負担 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に訪問看護を提供した場合に算定する。 								

8.介護保険給付対象外

1)特別指示書のある場合

介護保険の要支援・要介護の認定を受けている利用者に対して、主治医から急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示書が交付された場合は、その交付日から14日間に限り医療保険の訪問看護の対象となる。

2)医療保険の対象となる訪問看護

・末期の悪性腫瘍等

3)死後の処置料 10,000 円

4)衛生材料代 実費相当額

9.キャンセル料金

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金をいただく場合があります。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先:訪問看護ステーション TEL:0967-34-1086)

①利用予定日の前日までにご連絡いただいた場合 無料

②利用予定日の前日までにご連絡がなかった場合 訪問の実費相当分

10.交通費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域(阿蘇市・産山村)以外にある時は、交通費の実費をいただきます。

1) 事業所から片道 20 キロメートル以上 500 円

11.苦情等相談窓口

ご利用者相談窓口	ご利用時間 平 日 午前9時から午後5時まで ご利用方法 電 話 0967-34-1086 担 当 者 管理者 大和田 理恵
----------	--

*市町村または国民健康保険団体連合会でも苦情申し立てできます。

〒862-8639 熊本県熊本市東区健軍2丁目4番10号

熊本県市町村自治会館 5F

熊本県国民健康保険団体連合会 介護保険課内

電話:096-214-1101 月曜日~金曜日 午前9時から午後5時

12.事故発生時の対応

- *利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族に連絡すると共に必要な措置を講じます。
- *利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所に責任を負わせることが出来ない理由がある場合は、この限りではありません。

13.秘密保持

- *事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- *事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の訪問看護計画立案のためのサービス担当者会議並びに主治医等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

14.緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先にも連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	続柄()
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

15.虐待の防止について

当事業所では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1.虐待防止に関する責任者の選定。

虐待防止に関する責任者	管理者 大和田 理恵
-------------	------------

- 2.虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者への周知を図る。
- 3.従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- 4.虐待防止のための指針の整備。
- 5.サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16.衛生管理等

- 1.従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2.事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3.感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置します。
- 4.感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 5.感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

17.業務継続計画の策定等について

- 1.感染症や災害に係る業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2.感染症及び災害に係る研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3.定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

18.その他

- 1.看護師等は、年金の管理、金銭の貸借等の金銭の取り扱いはできません。
- 2.利用者及び家族の求めがあれば、サービス提供記録を開示いたします。

令和 年 月 日

当事業所は、居宅介護サービスの提供開始にあたり、利用者又は利用者の家族に
対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

主たる事業者所在地 熊本県阿蘇市黒川 1178(2F)

名 称 阿蘇郡市医師会立訪問看護ステーション

説明者 管理者 大和田 理恵 印

私は、本書面に基づいて上記重要事項の説明を受けました。

私は、居宅介護サービスの提供開始に同意します。

利用者(自署) 氏 名 _____

住 所 _____

利用者の家族 氏 名 _____ 続柄()印

住 所 _____

<署名代筆者> 氏 名 _____ 続柄()印

住 所 _____